

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

福島第一原子力発電所事故から9年が経過し、復興・創生期間の最終年度を迎えました。これまでの被災地の懸命な取組により、復興の歩みは着実に前進しておりますが、復興の進展に伴い、新たな課題も明らかとなっており、復興・創生期間終了後も復興庁を中心に、被災地が望むあらゆる取組を誠実に進めていくことが、国の責務であります。

また、今後も原子力発電を活用していくためには、安全性の更なる向上と防災対策の充実強化に不断に取り組んでいく必要があります。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、感染症流行下における原子力災害時の防護対策の具体化も喫緊の課題であります。

さらに、原子力発電所の廃炉が進められる中、使用済燃料や放射性廃棄物の処理処分など、バックエンドに係る諸課題への対応は先送りできる状況ではなく、国が主体となり、解決に向けた取組を加速させなければなりません。

一方、エネルギー政策のあり方は国の行く末を大きく左右するものであり、次期エネルギー基本計画の検討にあたっては、新增設・リプレースも含めた将来の原子力政策について、正面から向き合って議論し、我が国が歩むべき道筋を明確に示すことが国の責務でもあります。

したがって、国策としての責任を有する国においては、次の事項に速やかに取り組むよう、会員の総意に基づき強く要請します。

令和2年7月28日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 淵上隆信

重点項目

【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故の被災地が復興・再生を果たすまで、国が責任を持って被災地に寄り添った取組を継続し、被災地が望む復興像を実現すること。また、復興の大前提である廃炉・汚染水対策についても、国が前面に立って、安全かつ着実に取り組むこと。

【安全規制・防災対策について】

福島第一原子力発電所事故の教訓や国内外における最新の知見を踏まえ、原子力発電所等の安全性及び原子力防災対策の実効性の向上に不断に取り組むとともに、迅速な住民避難に不可欠なインフラの整備・強靱化について国の責務として財源を確保し、関係省庁が一体となって取り組むこと。

【原子力政策について】

エネルギーの安定供給と温室効果ガスの大幅な削減を達成するエネルギーミックスの実現に向け、今後の原子力発電が果たすべき役割を国民に明確に示すとともに、核燃料サイクルの展望やバックエンド対策について早期に具体化し、国民の理解のもとで確固たる原子力政策を進めること。

【立地地域対策について】

エネルギー政策上の原子力発電の意義を理解し協力してきた立地地域の持続的かつ自立的な発展が図られるよう、立地地域の振興に資する諸制度について、地域の意向や実情を踏まえ、改善・拡充を行うこと。

具体的事項

【被災地の復興について】

(1) 被災地の復興

- ① 国は、復興に長期間を要する原子力災害の特殊性を十分に踏まえ、将来にわたって必要な財源を確保し、各種の復興事業を継続させること。
- ② 国は、被災自治体が策定した復興計画等が着実に実施されるよう、必要な財源の確保や積極的な支援などに責任を持って取り組むこと。
- ③ 国は、帰還困難区域の復興・再生を一日も早く果たせるよう、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく事業を確実に実施するとともに、適宜、拠点区域の拡大を図ること。
- ④ 国は、復興・再生の原動力となる「イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、拠点施設の整備を着実に進めるとともに、これらに続くプロジェクトの早期具体化を図り、新たな産業、雇用の創出を関係省庁が連携して強力に進めること。
- ⑤ 国は、復興拠点へのアクセス道路や港湾など、復興の進捗に大きくかかわる基礎的インフラを早期に整備すること。
- ⑥ 国は、住宅を再建した際の支援を充実させるなど、住民が安心できる、安定した住環境の整備に努めること。
- ⑦ 国は、住民の帰還を促進するため、帰還後の安心した生活に不可欠な医療・福祉・介護施設や、にぎわいの創出に必要な商業施設、魅力ある町づくりに必要なスポーツ施設などの整備に対する支援を強化すること。
- ⑧ 国は、研究機関の整備や新たな企業の誘致などによる雇用の創出に取り組むこと。また、新規開業や事業再開を行う商工業者、農林水産業者に対して、必要な支援を行うこと。
- ⑨ 国は、住民票の移動の有無により被災者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

(2) 除染・中間貯蔵施設等

- ① 国は、事故前の環境に回復させることが基本との認識に立ち、帰還困難区域についても除染を迅速かつ着実に実施すること。また、住民の生活にも密接にかかわる山林やため池などについても、実効性のある除染を早期に行うこと。
- ② 国は、除染後のモニタリングやフォローアップ除染に継続的に取り組み、住民の不安の解消に努めること。
- ③ 国は、中間貯蔵施設への汚染土壌等の搬入に当たっては、万全の安全対策を講じ、住民の不安の払拭に努めること。
- ④ 国は、最終処分場の早期整備に向け、放射性物質に係る知識の普及・啓発や技術革新などの取組を、責任を持って着実に進めること。

(3) 損害賠償

- ① 国は、被災者の立場に立った迅速かつ確実な損害賠償を行うとともに、被災者の個別事情についても柔軟に対応し、誠意ある賠償を行うよう指導すること。
- ② 国は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対して、被害実態に即し被災者が納得・安心できる損害賠償が実行されるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を不断に見直すこと。

- ③ 国は、事業者に対して、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、公平な賠償が実施されるよう、和解事例を原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に反映すること。
- ④ 国は、公共財物賠償についても実態に見合った賠償が行われるよう、事業者を指導すること。
- ⑤ 国は、事業者に対し、福島第一原子力発電所事故の原子力損害賠償請求権に係る消滅時効を援用しないことを「新々・総合特別事業計画」に追記し、具体的かつ明確に示すよう指導すること。

(4) 住民の健康管理・風評対策

- ① 国は、長期の避難生活やコミュニティの分散などによる被災者の精神的負担を軽減するため、心のケアの取組を長期的に行うこと。
- ② 国は、事故による放射線の影響について、事実に基づく正確な情報を国内外に発信し、被災地に対する風評の払拭や科学的に安全が確認されている食品に対する輸入規制の撤廃・緩和に積極的に取り組むこと。
- ③ 国は、避難者に対する差別やいじめ等をなくすため、実態把握を継続的に行い、その防止に向けて関係機関と連携して対策に取り組むこと。

(5) 復興に係る体制の強化

- ① 国は、長期にわたる復興に対し、復興庁を中心に政府一体となって継続した取組を進めるとともに、現場に即した取組がより迅速に実施されるよう、現地における体制の強化を図ること。
- ② 国は、被災自治体に対し、専門的知識を有する職員派遣をはじめとした、人員の確保のための支援を中長期的に行うこと。

(6) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃炉や燃料デブリの取出し、汚染水対策等について、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し安全かつ着実に行うこと。
- ② 国は、多核種除去設備等処理水の取扱いについて、環境や風評への影響を慎重に議論し、地元の理解が得られるよう丁寧に説明するとともに、国が責任を持って決定すること。
- ③ 国は、福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故につながり、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、事業者に対して厳格な安全管理と積極的かつ確実な情報公開の徹底を指導すること。
- ④ 国は、長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉が円滑に進むよう、事業者とともに作業従事者の計画的な確保・育成に取り組むこと。
- ⑤ 国は、事業者に対して、福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理を徹底するとともに、安全な労働環境の確保や教育・訓練の充実等により、作業中の事故を未然に防止するよう指導すること。
- ⑥ 国は、福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキや使用済燃料及び燃料デブリ等の取扱いについて、その方針を明確にし、責任を持って対応すること。

【安全規制・防災対策について】

(1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故の分析・検証によって得られた知見や国内外における最新の知見について、速やかに規制基準等に反映し、事業者に対して的確な指導を行うこと。
- ② 原子力規制委員会は、規制基準適合性審査について、科学的根拠に基づく公正な審査とともに、審査が長期化している現状を踏まえ、審査体制の強化や効率的な審査に努めること。また、審査の経緯や結果について、立地地域や国民に対しわかりやすく説明し、理解促進に努めること。
- ③ 原子力規制委員会は、原子力安全文化に対する現場職員の意識や取組を適切に確認、評価するなど、事業者の行う原子力安全文化醸成活動に対して厳格な指導を行うこと。
- ④ 原子力規制委員会は、一方的な情報発信だけでなく、立地自治体や事業者、様々な分野の専門家など、原子力利用における関係者との対話を重視し、透明性の確保と信頼性の向上に努めること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、規制機関としての能力の向上に努めるとともに、現地原子力規制事務所の増員など、監視体制の充実強化を図ること。
- ⑥ 国は、原子力施設内での新型コロナウイルス感染者の発生等により、施設の安全管理や事故対応及び電力の安定供給に支障が生じることのないよう、感染予防や拡大防止対策の徹底について事業者に対して厳格に指導すること。

(2) 原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力災害時には主導的役割を担うことを基本に、地域の実情に即した実効性のある対策が速やかに実行できるよう、関係自治体や事業者、その他関係機関との連携体制の強化を図ること。
- ② 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針について、国内外の最新の知見や関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、不断に見直しを図ること。
- ③ 国は、原子力災害時の避難等に必要不可欠となる道路や橋梁、港湾、ヘリポート等のインフラの整備・改良や輸送手段の確保など、住民の安全と安心を確保する上で必要な対策及びそれに必要となる財源措置は国の責務として原子力災害対策特別措置法に明文化すること。また、地域の実情に応じて優先的な整備がなされるよう、省庁の枠組みを超えた推進体制を構築すること。
- ④ 国は、冬季に原子力災害が発生した場合においても迅速な避難ができるよう、除雪体制の強化と自治体への除雪に要する財政支援に取り組むこと。
- ⑤ 国は、複合災害時においても、緊急時モニタリング結果など、災害対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制の構築及び通信機器の整備等を行うこと。
- ⑥ 国は、原子力災害時の海路による避難者の安全確保及び周辺海域の漁業従事者の安心確保のため、海域モニタリングに係る技術開発や実施体制の構築に取り組むこと。

- ⑦ 国は、広域避難や要配慮者の避難手段、避難先の確保について、主体的に関係自治体や関係機関及び運輸事業者との調整、交渉を行い、迅速かつ確実に避難できる体制を構築すること。
- ⑧ 国は、避難行動要支援者の搬送を自衛隊等の公的機関の任務として位置付けるなど、災害時に迅速に搬送できる体制を整備すること。
- ⑨ 万が一の広域避難に際して、所在道県が運輸事業者と締結している協定に基づいた輸送体制が確保できるよう、国においても事業者に対して協力を要請すること。また、原子力災害時に屋内退避施設や避難車両への燃料供給が確実に行われるよう、燃料供給事業者に対して協力を要請すること。
- ⑩ 国は、避難退域時検査や簡易除染について、関係自治体等との調整を踏まえた上で、迅速かつ確実にできる体制を整備すること。
- ⑪ 国は、原子力災害時に自治体や関係省庁、原子力事業者及び民間事業者などが連携し、迅速に対応できるよう、実践的な訓練や研修など、対応能力の向上に資する取組を継続的に行うこと。
- ⑫ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑬ 国は、防災拠点の機能強化や避難先との連携強化、資機材・備蓄品の整備など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化事業等に対して、財政支援を行うこと。また、複合災害の対策についても財政支援を行うこと。
- ⑭ 国は、原子力災害対策施設整備費補助金について、放射線防護対策のみならず、屋内退避施設自体の安全性向上に対する事業も補助対象とするなど、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
- ⑮ 国は、原子力防災訓練を通じ、原子力災害時における防護措置や避難手順などについて、住民の理解を深める取組を行うこと。
- ⑯ 国は、立地をはじめUPZ内自治体及び広域避難受入れ自治体の職員や住民に対し、放射線の基礎知識や原子力災害の特性、防護措置の必要性・有効性等について、理解を深める取組を行うこと。
- ⑰ 国は、UPZ内における安定ヨウ素剤の緊急配布、服用に関する明確な基準や配布・服用に関する詳細なマニュアルを示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。
- ⑱ 国は、安定ヨウ素剤事前配布後の更新に関し、住民や自治体の負担軽減を図るとともに、未配布者への配布促進につながる制度設計や取組の展開を図ること。
- ⑲ 国は、航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ⑳ 国は、テロや弾道ミサイル等の武力攻撃に対し、自衛隊や警察、海上保安庁など、関係機関が連携し迅速な対応がなされるよう、法体制の整備を含め、有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。
- ㉑ 国は、新型コロナウイルス等の感染症流行時に原子力災害が発生した場合においても迅速かつ安全に避難等が行えるよう、感染症流行下における防護措置の基本的考え方に基づく対応策の具体化や、各自治体における対応に必要となる財政支援を行うこと。

【原子力政策について】

(1) 今後の原子力政策

- ① 国は、エネルギー基本計画の推進及び次期計画に向けた検討に当たっては、立地地域との対話や情報共有を積極的に行い、政策の現場である立地地域の意見を施策に反映させること。
- ② 国は、原子力発電所の再稼働や運転延長に当たっては、その必要性や安全性を丁寧に説明し、立地地域や国民の理解を得ること。
- ③ 国は、原子力発電所の再稼働や運転延長、廃炉の計画を見通した上で、新增設やリブレースを含めた原子力発電の将来の在り方について、エネルギーミックスの実現に向けた冷静な議論を行い、明確な方針を示すこと。
- ④ 国は、核燃料サイクルや高速炉開発について、国策として進めるという強い姿勢のもと、将来の方向性や具体的展望を明らかにし、国民への丁寧な説明とともに、政策実現に向けた具体的施策を進めること。
- ⑤ 国は、バックエンドに係る諸課題について、立地地域のみならず国民共通の課題であるとの理解促進を図り、国民全体で早期解決に向けた建設的議論が行える環境を整備すること。
- ⑥ 国は、高レベル放射性廃棄物最終処分場について、「科学的特性マップ」等を活用した自治体や住民とのきめ細やかな対話を重ねるなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、早期選定に向け、国民理解を深める取組を積極的に進めること。
- ⑦ 国は、使用済燃料が見通しもなく発電所敷地内に長期間保管され続けることのないよう、敷地外への早期搬出が基本であるとの認識のもと、中間貯蔵施設や再処理工場の整備などを強力に進めること。
- ⑧ 国は、廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物の処分先の確保等について、事業者任せにすることなく、主体的課題として認識し、取組を前進させること。また、放射能レベルの比較的高い廃棄物（L1）の処分に係る規制基準の策定を着実に進めること。
- ⑨ 国は、廃炉に伴い発生する廃棄物の再利用が進むよう、クリアランス制度に対する国民理解を深める取組を進めること。

(2) 原子力の理解促進・人材育成

- ① 国は、原子力に対する国民理解を促進するため、原子力利用に対する不安や疑問を解消することの必要性を、規制・推進・防災など関係省庁間で共有し、立地地域・周辺地域での情報提供・意見交換などに積極的に取り組むこと。
- ② 国は、原子力発電の将来を支える人材や、廃炉等、新しい原子力技術の開発に係る人材を確保するため、産学官協同での原子力人材育成の取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力を含めたエネルギー政策や環境問題、放射線について、学校教育や地域における学習の機会の充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。

(3) 原子力損害賠償制度の見直し

- ① 国は、原子力災害時の被災者救済においては、最終的に国が責任を持つという認識のもと、関係法令の改正や整備を行い、国の責任の在り方を明確にすること。
- ② 国は、賠償金支払いに備えた賠償措置額を引き上げること。

【立地地域対策について】

(1) 立地地域の経済・雇用対策等

- ① 国は、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期、廃炉などによる地域経済への影響を緩和するため、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、立地市町村が行う経済振興や雇用維持・創出対策に対し、財政的支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域において企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資に係る借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、地元企業への特別な措置を講じること。
- ④ 国は、立地地域が持続的に発展できるよう、地域特性に応じた新産業の創出や企業誘致など、産業構造の多様化に向けた支援を責任を持って行うこと。
- ⑤ 国は、立地地域における原子力人材育成を積極的に進め、原子力分野における地元雇用の促進を図ること。

(2) 電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した積極的かつ柔軟な事業が行えるよう、用途を自由裁量とするとともに、立地市町村の事務負担が増えることのないよう、配慮すること。
- ③ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ④ 国は、特定重大事故等対処施設の設置期限超過に伴う運転停止期間についても、原子力発電施設の安全性を確保するための運転停止とみなし、みなし発電電力量による電源三法交付金の算定及び交付を行うこと。
- ⑤ 国は、電源三法交付金等の制度や規則の見直しを行うにあたっては、事前に目的や自治体への影響等について丁寧に説明を行い、理解を得ること。
- ⑥ 国は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について、用途の拡大と柔軟な運用を行うとともに、原子力を取り巻く環境変化の影響を最も受ける立地及び隣接市町村などが確実に事業を実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- ⑦ 国は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業について、立地地域が持続的に発展できるよう、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑧ 国は、使用済燃料貯蔵に係る電源三法交付金（長期発展対策交付金使用済燃料貯蔵分）について、貯蔵能力に係る算定対象期間を一定期間で打ち切ることなく、貯蔵する使用済燃料の撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑨ 国は、原子力発電所の廃炉等、立地地域の環境の変化に伴う財政事情を最大限勘案し、電源三法交付金により整備した施設の財産処分に対して柔軟に対応し、財政負担の軽減を図ること。
- ⑩ 国は、立地地域の振興や福祉向上、雇用創出に大きな役割を果たす原子力立地給付金及びF補助金について、拡充を行うこと。

- ⑪ 国は、広報・調査等交付金について立地自治体が幅広い運用を行えるよう、用途の拡大と事務手続きの簡素化を行うとともに、施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑫ 国は、原子力発電所等に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。
- ⑬ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策、防災対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率のかさ上げなど、制度を拡充するとともに、現行法が失効する令和3年度以降についても延長すること。